

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは
連携強化の在り方に関する方向性について

平成24年3月30日

外 務 省

国 土 交 通 省

〈目 次〉

1. 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」 （平成24年1月20日閣議決定）（関連部分）	2
2. 国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化 のあり方に関する検討会議及び実務者会合の構成員	3
3. 国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化 のあり方に関する検討会議及び実務者会合の開催状況	4
4. 国際交流基金と国際観光振興機構の現状について	5
5. 統合あるいは連携強化の在り方の方向性について	8
6. 今後の進め方	11

1. 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」

(平成24年1月20日閣議決定) (関連部分)

国際交流基金と国際観光振興機構について講ずべき措置

- 国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成24年夏までに結論を得る。

国際業務型4法人について講ずべき措置

- 国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。

【「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」

(平成24年1月20日閣議決定) より抜粋 (一部改訂)】

2. 国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは

連携強化のあり方に関する検討会議及び実務者会合の構成員

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは 連携強化のあり方に関する検討会議 構成員

外務大臣政務官	加藤 敏幸
国土交通大臣政務官	室井 邦彦
独立行政法人 国際交流基金理事長	安藤 裕康
独立行政法人 国際観光振興機構理事長	松山 良一

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは 連携強化のあり方に関する実務者会合 構成員

外務省広報文化交流部長	村田 直樹
国土交通省観光庁次長	又野 己知
独立行政法人 国際交流基金理事	田口 栄治
独立行政法人 国際観光振興機構理事	福本 啓二

3. 国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは

連携強化のあり方に関する検討会議及び実務者会合の開催状況

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは 連携強化のあり方に関する検討会議 開催状況

第1回	平成24年2月28日(火)	国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方に関する論点について
	平成24年3月27日(火) (延期)	国際交流基金及び国際観光振興機構本部の視察実施
第2回	平成24年3月28日(水)	国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方について

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは 連携強化のあり方に関する実務者会合 開催状況

第1回	平成24年2月7日(火)
第2回	平成24年2月15日(水)
第3回	平成24年2月21日(火)
第4回	平成24年3月7日(水)
第5回	平成24年3月14日(水)
第6回	平成24年3月23日(金)

4. 国際交流基金と国際観光振興機構の現状について

(1) 組織の目的及び業務について¹

国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効果的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的とする組織であり、具体的な事業としては、海外における日本語の普及、日本研究・知的交流の促進、文化芸術交流の促進、国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援等を行っている。

また、国際観光振興機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする組織であり、具体的な事業としては、外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内所の運営、通訳案内士試験事務の代行、国際観光に関する調査研究・出版物の刊行、国際会議等の誘致促進、開催の円滑化等を行っている。

¹ 国際交流基金法第十二条 基金は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい
- 二 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及
- 三 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加
- 四 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布
- 五 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与（基金が寄附を受けた物品の贈与に限る。）
- 六 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究
- 七 前各号の業務に附帯する業務

国際観光振興機構法第九条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- 二 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
- 三 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号）第十一条第一項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。
- 四 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第十一条に規定する業務を行うこと。

(2) 財政について

国際交流基金は、平成 23 年度予算（当初予算）において、収入が 164.0 億円となっており、その内訳としては、運営費交付金が 130.3 億円、運用収入が 12.5 億円、寄付金収入が 8 億円、受託収入が 4.5 億円、その他収入が 8.8 億円となっている。

国際観光振興機構は、平成 23 年度予算において、収入が 27.6 億円となっており、その内訳としては、運営費交付金が 19.7 億円、賛助金・コンベンション協賛金収入が 3.6 億円、事業収入が 4.1 億円、事業外収入が 0.2 億円となっている。

(3) 本部組織について

国際交流基金の本部は東京都新宿区四谷にあり、11 部体制で役職員数 230 人のうち、141 人が勤務している。1999 年竣工の、地下一階、地上九階のオフィスビルを一棟借りし、現有面積は 5,358.79 平方メートルとなっている。役職員 141 名に対し、事務室の広さ（交通部分を含む）は 3,606.53 平方メートル、会議スペースは 89.10 平方メートルで、執務スペースの面積は合計 3,695.63 平方メートルとなっている。これを新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省策定）と比較すると、事務室面積（交通部分を含む）は基準である 3,948.32 平方メートルを下回り、会議スペースは基準である 56.00 平方メートルを上回り、合計面積としては基準である 4,004.32 平方メートルを下回っている。

国際観光振興機構の本部は東京都千代田区有楽町にあり、2 本部 4 部体制で総役職員数 94 人のうち、63 人が勤務している。1965 年竣工の、地下四階、地上一五階のオフィスビルを区分賃借しており、現有面積は約 1,510 平方メートルとなっている。これを新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省策定）と比較すると、事務室面積（交通部分を含む）は基準である 2,030.74 平方メートルを下回り、会議スペースは基準である 40.00 平方メートルを上回り、合計面積としては基準である 2,070.74 平方メートルを下回っている。

(4) 海外組織について

国際交流基金の海外組織は、21 カ国に 22 の海外拠点を設置しており、総人員数は 247 人²となっている。また、国際観光振興機構の海外組織は 10 カ国に 13 の海外拠点を設置しており、総人員数は 72 人³となっている。このうち、両法人の海外拠点を設置している都市は、トロント、ニューヨーク、ロサンゼルス、ソウル、北京、バンコク、シドニー、ロンドン、パリの 9 ヶ所となっている。そのうち北京・バンコクの事務所については、すでに共用化を実施済みである。

² 本部派遣職員（運営専門員を含む）及び現地職員数の合計

³ 本部派遣職員（研修員を含む）及び現地職員数の合計

5. 統合あるいは連携強化の在り方の方向性について

(1) 基本的な考え方

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方を検討するに当たっては、独立行政法人の制度及び組織の見直しの趣旨である独立行政法人の政策実施機能の強化と徹底的な合理化による行政改革の実現という2つの目的を達成することが必要である。

これを踏まえ、国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方の方向性として、統合あるいは連携強化の在り方を検討する際に論点となる、組織の在り方に関する課題及び当面の検討課題について整理するとともに、留意点を以下のとおり整理した。

(2) 検討課題

(ア) 組織の在り方に関する課題

統合あるいは連携強化による両法人の組織の在り方については、特に海外における事業効果の拡大や効率性の向上、諸外国との関係、国際社会におけるステータスに及ぼす影響など政策実施機能への影響の観点及び合理化による経費節減の観点から、引き続き結論を予断することなく検討を行う。

(イ) 当面の検討課題

検討会議及び実務者会合で提案された以下の具体的な方策について、より詳細に検討する。

① 本部事務所について

国際交流基金と国際観光振興機構の本部事務所を同一のオフィスビル内に構え、両法人の連携を緊密にすることで、相乗効果の発揮による政策実施機能の強化や合理化による経費節減といった効果を期待することができる。

これまで検討会議及び実務者会合において検討された内容を踏まえ、今後は、一方の法人の所在するオフィスビルに他方の法人が移転するケースや、新たな場所に共同でオフィススペースを設置するケースなど、具体的に想定されるケース

に関してフィージビリティ調査を行う。

② 海外事務所について

海外事務所に関しては、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の国際業務型4法人において海外事務所の機能的統合を進めることとされており、外務省、経済産業省、国土交通省及び関連4法人が参加する実務者会合において詳細な検討を行うとともに、3法人以上の海外事務所が設置されている都市において、在外公館を中心とする関係者間による現地会議を開催し、機能的統合に必要な情報を整理・共有し具体的な検討を既に開始した。

これを踏まえ、国際交流基金と国際観光振興機構の海外事務所についても、国際業務型4法人の海外事務所の機能的統合の一環として、海外事務所の共用化等、ワンストップサービスの実現、現地に海外事務所を有しない法人による円滑な事業展開を可能にする対応の検討等を行う。海外事務所の共用化等については、現在、両法人のバンコク事務所及び北京事務所の共用化を実施しているところであり、これらの都市以外についても、関係法人と緊密に連携しつつ、可能なところから移転先物件の調査等具体的な作業に着手する。

③ 事業の連携促進について

従前より個別の事業実施に際し様々な形での連携を図ってきたところであるが、今後は、相乗効果が見込める事業全般の連携を制度化し、政策実施機能の強化や合理化による経費節減といった効果を具体化するため、国際交流基金と国際観光振興機構の間で、今般の独立行政法人改革の効果的な遂行のために共同作業チームを立ち上げたところである。

これを踏まえ、定期的な情報共有会議の開催、イベント・セミナー開催時における会場の相互提供、広報実施時における相互支援など、制度的な連携手段及び工程を構築する。

(3) 主な留意点

具体的な方策を検討するに当たっては、以下の諸留意点について精査する必要がある。

- ・ 国際交流基金は文化交流、国際観光振興機構は観光振興と、それぞれ法人の

政策目的が異なっているため、実施している事務・事業、求められる人材像も異なっていることに留意するとともに、法人の政策目的及び求められる専門性が曖昧になることで、それぞれの有する高度な専門性の追求や政策目的の達成を妨げないように留意する必要がある。

- ・ 国際交流基金及び国際観光振興機構は、文化交流及び観光振興という、国際社会において独立したものとして認知されている活動分野において、高度な専門性に基つきそれぞれ高いステータスと信頼を確立していることに留意する必要がある。例えば、国際交流基金については「ジャパン・ファウンデーション」として、国際観光振興機構については「日本政府観光局」として、その専門性及び事業について強固なブランドを築き上げてきたことに留意する必要がある。
- ・ 国際交流基金及び国際観光振興機構が、国際業務を基本とする組織であることに鑑み、業務遂行に支障を生じないように、相手国政府が当該法人の固有の目的及び業務内容に照らして特別に付与している法的地位や便宜を保持することに留意する必要がある。また、本邦においても諸外国の文化交流機関及び政府観光局機関が活動しており、当該国との間の相互主義の問題にも留意する必要がある。
- ・ 添付のとおり海外有識者から意見が提出されており、これに関しても留意する必要がある。(外務大臣宛に送付された書簡及びその仮訳概要：別添資料)

6. 今後の進め方

国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方に関する検討会議を引き続き開催し、上述の検討課題のそれぞれについて具体的に調査・検討を行い、統合あるいは連携強化の在り方について、平成24年夏までに結論を得ることとする。当該結論を踏まえ、実施可能なものについては順次実施していくこととし、また、法令等制度改正を要するものについては、必要な改正作業に速やかに着手することとする。

なお、今後の検討に当たっては、外部有識者からの意見聴取結果等も踏まえ、いずれの措置が政策実施能力の向上に最も資するとともに費用面で望ましいかを精査する必要がある。